

京都市桃陽病院事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成29年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第100号

京都市桃陽病院事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市桃陽病院事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第5条中「保健福祉局保健医療・介護担当局長」を「子ども若者はぐくみ局長」に改める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)